

2019年7月

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」  
を踏まえた普通預金規定改訂のお知らせ

当金庫では、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月より普通預金規定を改訂いたします。

お客様との新規取引に加え、既にお取引いただいているお客様にも各種確認資料等の提出をお願いする場合がありますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、各種質問へのご回答やご依頼した資料の提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合がございます。

・下線部の条項を追加いたします。

普通預金規定(個人・法人共通)

【取引の制限等】(新規条項)

- ① 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ② 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ③ 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

【解約等】(追加条項)

- ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

以上